

## 庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 6日

案件名	社会的養護自立支援事業の実施について									
所管	子ども・若者未来	局 区		部	子ども家庭	課	担当者		内線	
概要	児童養護施設等に入所している児童に対し、安定した自立に結びつけることを目的に、早期から自立に向けた支援を行うとともに、施設退所後の一定期間、支援を継続する制度の創設を諮るもの。									
審議内容(論点)	<p>国庫補助事業である社会的養護自立支援事業の創設</p> <p>児童養護施設等へ入所している高校生への学習塾代の支給、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を市単独事業として創設する</p>									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議日	関係課長会議	平成30年	10月	29日	政策調整会議		年	月	日	
	局・区経営会議	平成30年	11月	14日	政策会議		年	月	日	
日程等調整事項	条例等の調整	要綱 制定あり	議会上程時期				報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供		資料提供	平成31年3月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況			
	関係部局との調整									
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等				内容				
備考										
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局経営会議)			
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課 教育総務室(代)		財務課 学務課(代)		児童相談所 子ども・若者政策課		雇用政策課 子ども家庭課			
これまでの庁議での主な意見	<p>[関係課長会議・事務事業調整会議]</p> <p>本件については、これまで九都県市首脳会議や指定都市市長会などで要望や共通認識が図られたことはあるか。今年度の大都市主管課長会議において、高校生の学習塾代を措置費として国制度に盛り込んでもらうよう要望している。</p> <p>本市の施設入所措置児童数の傾向は、また、入所理由と入所期間はどのくらいか。措置児童数は微増である。入所理由は親からの虐待がほとんどであり、入所期間は長期にわたっている。相談型支援の委託先はどのようなところを考えているか。</p> <p>就労に力を入れていきたいので、市の就職支援センターを受託している事業者を想定している。県内では、就労支援を行う事業者、児童養護施設、退所後の自立支援を行うNPO法人が受託している。</p> <p>学習塾代について、塾に通う方法だけでなく、インターネット上の講座を活用するなどの方策を検討したか。</p> <p>塾でも通信教育を実施しているところもあり、費用的には安価なものもあるが、施設で長時間、勉強に集中できる環境を確保していくことが実際には難しい状況である。また、退所後に就労する者が多いため、本件の実施により、施設内で進学意欲を高める環境を整えていきたいと考えている。</p> <p>施設だけでは十分には行き届かなかった退所後の支援を今後は支援コーディネーターが担っていくということか。</p> <p>施設は日々の生活指導に時間が割かれ、退所後の自立支援までは難しい状況である。支援コーディネーターや相談員が訪問して、相談を受けられるようにしていく。</p> <p>子ども・若者未来基金の今後の見通しは、</p> <p>毎年の寄附を前提とした試算では、本件への活用を含めて、平成41年度までは基金を維持することが可能である。事業実施後の一定期間で、実施効果の検証が必要である。検証時期を予め想定したうえで検証を行い、事業の実効性や継続性を判断していく必要がある。</p> <p>進学実績や就学・就職者のアフターケアの状況が成果指標として考えられ、検証は実施していく。</p>									

## 事案の具体的な内容

### (1) 事案の概要

児童養護施設への入所や里親委託されている児童は原則18歳で措置が終わり、その後措置延長をしても20歳で支援が終了し、退所後の支援に課題がある。また、大学等への進学率は一般家庭に比べ1/3程度と低い状況にあり、入所中の早期の段階から自立に向けた支援を行うとともに、施設退所後の一定期間、支援を継続する仕組みを構築することで、安定的な社会生活の実現や将来の自立に結び付けるために社会的養護自立支援事業を創設するもの。

### (2) 事業内容

- ・支援コーディネーターによる、自立に向けた継続支援計画の作成
- ・相談員を配置し、生活相談、就労相談を行う
- ・施設や里親の継続利用に対する生活費や居住費等の支給
- ・高校2学年及び高校3学年への学習塾代の支給
- ・大学等の進学者に対して給付型奨学金の支給

### (3) 事業経費・財源

【平成30年予算】 0千円

【平成31年予算】 30,476千円（国庫 10,363千円 基金 4,875千円 一財 15,238千円）

【平成32年予算】 36,428千円（国庫 12,699千円 基金 5,545千円 一財 18,214千円）

【平成33年予算】 38,938千円（国庫 13,254千円 基金 6,215千円 一財 19,469千円）

国庫補助1/2 こども・若者未来基金1/2

### (4) 財源確保の考え方

児童養護施設運営費補助金の見直しにより、一般財源の増加分は枠内予算にて対応する。

### (5) 事業実施の効果

入所中からの進路相談や学習費用の支給により、自立への意欲や学習意欲の醸成が図られる。また、進学した場合は給付型奨学金制度により、アルバイト等に大幅な時間を取られることなく、勉学に集中でき、卒業を迎え、将来の就労等、安定した自立に結びつく。

### (6) 事業スケジュール

平成31年2月	施設や里親等への周知
平成31年4月	給付型支援の事業開始
平成31年5月まで	相談型支援の事業委託先選定
平成31年6月～	相談型支援の事業開始

こども・若者未来局経営会議 議事録

開催日 平成30年11月14日(水)

出席者 梅沢副市長 こども・若者未来局長 こども・若者未来局次長  
こども・若者未来局参事(要保護児童対策担当) こども・若者政策課長  
こども家庭課長 児童相談所長

1 社会的養護自立支援事業の実施について

(説明者:こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

居住費・生活費の支給については、対象を里親委託と見込んで事業費を積算しているが、児童養護施設入所を見込んでいないのはなぜか。

児童養護施設には、幼児もいることから、施設へ帰る時間等の生活のリズムや環境が、年齢が上がるとともに異なってくるため、児童養護施設で継続利用を希望することは、ほぼ無いと考えられる。

大学等を留年した場合に、給付型奨学金を支給は行うのか。

本来の修業年限までを対象とした奨学金となるため、留年等で在学期間が長くなった場合には、病気等のやむを得ない事情を除き、原則として支給対象としない。

対象の学生については、授業料を一部免除してもらおう等、市内や近隣の大学等と連携できるように、今後調整を進めてもらいたい。また、保育士免許の取得等の人材確保にもつながるような制度に発展すると良い。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上